

平成 24 年 7 月 20 日

秩父市役所本庁舎等建設工事設計業務 公募型プロポーザル説明書

設計業務に係るプロポーザル提出に関する詳細は下記のとおりとする。

記

1. 業務概要

- (1) 委託業務名 秩父市役所本庁舎等建設工事設計業務
- (2) 業務内容 基本設計業務及び実施設計業務
- (3) 履行期限 平成 25 年 12 月 27 日
- (4) 発注者 秩父市副市長 横井 隆幸

2. 事業計画概要 別添「秩父市役所本庁舎等建設工事 計画の概要」のとおり

3. 参加形態及び選考方式

本業務の選考においては、代表企業枠と市内企業枠を設け、設計共同企業体（以下「JV」）の結成を条件として、以下の方式により行うものとする。

- (1) 代表企業枠について、設計者選定委員会（以下「選定委員会」）による第一次審査及び第二次審査を実施し、最優秀者及び優秀者（次点者）を選定する。
- (2) 市内企業枠について、選定委員会による審査を実施し、候補者を選考する。（候補者は 1 名に特定するものではない。）
- (3) 代表企業枠の最優秀者は、市内企業枠の候補者から提出された業務実施方針書等を参考にヒアリング等を実施し、自らの責任において最適と判断される 1 者を選定し JV を結成する。
- (4) 市は、結成された JV を随意契約の相手方として、契約の手続きを行う。
- (5) JV の構成員となる市内企業枠から選考された者の出資比率は、10%以上とする。

4. 参加資格要件

(1) 共通要件

次に掲げるすべての要件に該当する者であること。

- ①平成 23・24 年度秩父市建設工事等入札参加資格者として、建築関連コンサルタントの業種で登録されている者であること。
- ②建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ③秩父市建設工事等の契約に係る指名停止措置等の措置要綱に基づく指名停止措置及び秩父市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- ④地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に規定する者に該当しない者であること。
- ⑤会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者

でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者は、この限りでない。

(2) 代表企業枠要件

次に掲げるすべての要件に該当する者であること。

①第一次審査参加条件

ア 単体企業であること。

イ 平成 4 年 4 月 1 日以降に設計業務が完了し、施工中または完成した延べ面積 5,000 m²以上の庁舎かつ 500 席以上の劇場・ホールの設計実績があること。（それぞれ単独の施設で実績があれば複合でなくとも可。）

※庁舎とは、国又は地方公共団体の施設で一般行政事務に供される施設とする。

※劇場・ホールとは、コンサート、演劇、講演等で一般市民を対象とした利用に供される施設で、固定または可動式の屋内観覧席を有する施設とする。

※設計業務とは、基本設計及び実施設計業務とする。

②第二次審査参加条件

ア 4. (1) ①～⑤及び (2) ①に掲げる資格を有する者で、技術提案書の提出要請の通知を受けた者。

(3) 市内企業枠要件

次の要件に該当する者であること。

① 秩父市内に本社又は本店を有している者であること。

② 市税を滞納していない者であること。

③ 秩父市発注の設計業務の受注実績があること。

5. 応募に対する制限

次の項目に該当する者（協力事務所含む。）は、プロポーザルに参加することができない。

(1) 選定委員会の委員（以下、「選定委員」という。）

(2) 選定委員が属する企業またはその企業と資本面もしくは人事面において関連があるもの。

(注意)「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

(3) 選定委員及びその家族が主宰し、あるいは役員または顧問をしている営利団体に所属する者。

(4) 選定委員が大学に所属する場合において、その選定委員の研究室に現に所属する者。

(5) 本事業に係る基本構想の策定業務に関与した者と資本面または人事面において関連がある者。
なお、本事業の業務に関与した者は以下のとおり。

・埼玉県住宅供給公社

6. 手続等

(1) 担当部局

〒369-1894 埼玉県秩父市荒川上田野 1734-6

秩父市役所 地域整備部 建築住宅課

電話：0494-26-6869（直通） FAX：0494-54-2662

E-mail：kenchiku@city.chichibu.lg.jp

(2) プロポーザル参加表明に係る関係資料の交付 **(代表企業枠、市内企業枠共通)**

①資料名

- (ア) 手続き開始の公告の写し
- (イ) 公募型プロポーザル説明書
- (ウ) 公募型プロポーザル参加表明書作成要領
- (エ) 参加表明書各様式
- (オ) 秩父市役所本庁舎等建設工事 計画の概要
- (カ) 秩父市役所本庁舎及び市民会館建設基本構想

②交付期間

平成 24 年 7 月 20 日 (金) から平成 24 年 8 月 2 日 (木) まで

③交付場所

秩父市ホームページからダウンロード

(URL <http://www.city.chichibu.lg.jp/>)

(3) 提出書類

次に掲げる様式を使用すること。

【代表企業枠】

- ①参加表明書 (様式 1)
- ②配置予定技術者及び事務所の概要 (様式 2)
- ③事務所の同種業務実績 (様式 3)
- ④事務所の免震構造による業務実績 (様式 4)
- ⑤事務所の受賞実績 (様式 5)
- ⑥管理技術者の経歴及び業務実績 (様式 6)
- ⑦各主任担当技術者の経歴及び業務実績 (様式 7)
- ⑧協力事務所の概要 (様式 8)
- ⑨分担業務分野の追加 (様式 9)

【市内企業枠】

- ①参加表明書 (様式 10)
- ②業務実施方針書 (様式 11)
- ③事務所の業務実績及び技術職員 (様式 12)

(4) 参加表明書 (上記該当様式すべて及び添付書類) の提出 **(代表企業枠、市内企業枠共通)**

- ① 提出期限 平成 24 年 8 月 2 日 (木) 午後 5 時まで
- ② 提出場所 上記(1)に同じ
- ③ 提出方法

上記(1)に持参 (土曜日、日曜日は除く。時間は午前 9 時から午後 5 時まで) 又は郵送。
(提出期限内に必着のこと、書留郵便に限る。)

なお、郵送による場合、本市は郵送中の事故に伴う損害に関して一切の責任を負わない。

(5) 参加表明書作成に関する質問の受付期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

(代表企業枠、市内企業枠共通)

- ① 質問は、文書 (様式 13、規格は A4 判) に必要事項を記入の上、事務局へ電子メールにより提出すること。なお、電子メールの表題は「秩父市役所本庁舎等建設 プロポーザル 質問書送付」とすること。また提出後、事務局に電話にて受信の確認をすること。

(ア) 質問の受付先：上記(1)に同じ。

(イ) 質問受付期間：平成24年7月20日（金）から平成24年7月26日（木）午後5時まで。

② 質問に対する回答は、7月31日（火）に全ての質疑回答を市ホームページにて公表する。

(URL <http://www.city.chichibu.lg.jp/>)

③ 質問の内容は、参加表明書作成に関するものに限る。

技術提案書作成に関する内容の質問については、提出要請者決定後に別途受付予定。

(6) 技術提案書の提出（提出要請を受けた代表企業枠対象者）

① 提出期限 平成24年9月24日（月）午後5時まで

② 提出場所 上記(1)に同じ。

③ 提出方法

上記(1)に持参（土曜日、日曜日は除く。時間は午前9時から午後5時まで）又は郵送。
（提出期限内に必着のこと、書留郵便に限る。）

なお、郵送による場合、本市は郵送中の事故に伴う損害に関して一切の責任を負わない。

④ 様式 技術提案書作成要領、各様式は、第一次審査後、秩父市ホームページに公開予定。提出要請を受けた代表企業枠対象者はダウンロードして使用すること。

(URL <http://www.city.chichibu.lg.jp/>)

7. 選考基準

(1) 代表企業枠審査

① 技術提案書提出者の選定基準（第一次審査）

| 評価項目 | 評価事項 |
|-----------------------------|--|
| 1. 事務所の実力 (業務経歴等) | 業務実績 技術者数、有資格者数 免震構造による業務実績 受賞実績等 |
| 2. 担当チームの能力 (技術職員の経験と能力) | 管理技術者及び主任担当技術者等の資格・経験、 業務実績、受賞実績等 |

② 技術提案書の特定基準（第二次審査）

| 評価項目 | 評価事項 |
|------------------------------|---|
| 担当チームの対応 (業務の実施方針・手法及び提案) | (1) 取組み意欲 (2) 業務の理解度 (3) 技術提案の的確性・独創性・実現性 (4) 実施方針の妥当性 |

(2) 市内企業枠審査

| 評価項目 | 評価事項 |
|---------|---------------|
| 業務の実施方針 | 業務に対する取り組み姿勢等 |

8. 選考方法等

(1) 代表企業枠 第一次審査

- ① 市長は、参加資格を認めた代表企業枠参加者のうちから、秩父市役所本庁舎等建設工事設計業務の設計者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の選考を経て技術提案書の提出を要請する者を決定する。（概ね5者程度を予定。）
- ② 市長は、前項の決定を受けた者に対し、技術提案書の提出の要請をするものとし、技術提案書の提出を要請しないことを決定した者についても、書面によりその旨を通知する。
また、技術提案書の提出を要請する者については、市ホームページ等でも公表する。
- ③ 技術提案書作成要領など必要な事項については、今後の選定委員会で審議決定した後に市ホームページ等で公開する。

(2) 代表企業枠 第二次審査

第一次審査を通過し、技術提案書を提出した者について、第二次審査において、選定委員会が技術提案書の審査及びヒアリングを実施し、最優秀者及び優秀者各1名を特定する。なお、ヒアリングは一般公開を予定しており、詳細については別途通知する。
また、特定結果については、技術提案書の要請をした各者に書面により通知するとともに、市ホームページ等でも公表する。

(3) 市内企業枠審査

提出された参加表明書に基づき、書類審査を実施し、JV 結成の市内企業枠候補者を選考するものとする。また、選考結果については、書面にて参加者それぞれに通知する。

(4) JV の承認等

①最優秀者によるヒアリング等

代表企業枠第二次審査で選考された最優秀者が自らの責任において、市内企業枠候補者から提出された業務実施方針書等を参考にヒアリング等を実施した上で、最適となる市内企業者を1者選考してJV を結成し、設計共同企業体協定書（以下「協定書」）を作成して、その写しを市に提出すること。

なお、代表企業枠最優秀者が市内企業枠候補者と協議した結果、正当な理由によりJV を結成することができない場合は、秩父市副市長の承認を受けることとする。

②協定書の提出期限

平成24年10月19日（金）まで

③JV の承認及び決定

JV から提出された協定書に基づき、秩父市建設工事等監理委員会において承認し、随意契約の相手方として決定するものとする。

(5) 非選定及び非特定理由に関する事項

- ①提出された参加表明書により選定されなかった者並びに技術提案書により特定されなかった者に対しては、選定若しくは特定されなかった旨を市長から通知するものとする。

②全項の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に書面（書式自由。ただしA4判とする。）により、市長に対して非選定理由又は非特定理由について説明を求めることができる。

③前項により求められた説明に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により行う。

④非選定理由又は非特定理由の説明書請求の方法、受付場所及び受付時間は次のとおりとする。

（ア）請求方法：持参または郵送（上記期限内に必着のこと。書留郵便に限る。）

（イ）受付場所：6.（1）に同じ

受付時間：時間は午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日は除く。）

9. 参加表明書の作成様式、記載上の留意事項及び問い合わせ先は参加表明書作成要領のとおり。問い合わせ先は、上記6.（1）に同じ。

10. スケジュール（予定）

（1）公告

平成24年7月20日（金）

（2）質問締切

平成24年7月26日（木）

（3）質問回答

平成24年7月31日（火）

（4）参加表明書提出締切

平成24年8月2日（木）

（5）代表企業枠第一次審査及び市内企業枠審査

平成24年8月10日

（6）技術提案書提出要請

平成24年8月14日

（7）技術提案書提出締切

平成24年9月24日（月）

（8）代表企業枠第二次審査（ヒアリング）

平成24年10月5日

※ヒアリングの場所、留意事項等は技術提案書の提出者の選定後、別途通知する。

（9）設計共同企業体協定書提出期限

平成24年10月中旬

11. 選定委員

技術提案書提出者の特定及び特定にかかわる審査は下記の8名で構成する選定委員会で行う。

選定委員長

国土交通省

関東地方整備局 東京第一営繕事務所長

小山 貢美雄

選定委員

| | | |
|------|------------|---------------------------|
| 埼玉県 | 秩父県土整備事務所長 | 酒巻 和彦 |
| 埼玉県 | 営繕工事事務所長 | 井野 良明 |
| 東洋大学 | 理工学部建築学科教授 | 工藤 和美 |
| 市民会議 | 委員 | 齋藤 匡 |
| 秩父市 | 事業推進アドバイザー | 大島 博明 (ものづくり大学 建設学科教授) |
| 秩父市 | 副市長 | 横井 隆幸 |
| 秩父市 | 市民部長 | 井上 まり子 |

1 2. 随意契約に係る見積書の徴取

随意契約の相手方として決定したJVから、見積書を徴取し契約手続きを行うものとする。ただし、最優秀者に事故等があり、見積書の徴取の相手方となりえない事項が生じた場合には、優秀者が結成したJVを見積書の徴取の相手方とする。

なお、本業務に関する委託料は、埼玉県設計監理委託料算定基準に基づき、本市が定める予定価格を上限とする。

1 3. 設計業務委託料の支払条件

- (1) 秩父市の規定による
- (2) 一部前金払い

1 4. 著作権及び提出資料の取扱い

- (1) 提出資料は返却しない。
- (2) 提出資料の著作権は応募者に帰属する。
- (3) 市は本選定の公表や出版、展示及びその他市が必要と認めるときに、特定された技術提案書が無償で提案者に承諾なく使用することができるものとする。
- (4) 市は本事業を進めるにあたり、設計者の選定後、選定された設計者の技術提案書の内容に拘束を受けないものとする。

1 5. その他

- (1) 手続において使用する言語、通貨：日本語、日本円
- (2) 契約書作成の要否：要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口：上記6. (1)に同じ。
- (4) 無効となる参加表明書又は技術提案書

参加表明書又は技術提案書が次の条件の一つに該当する場合には無効となることがある。

- ① 提出方法、提出先、受領期限に適合しないもの。
- ② 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ⑤ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- ⑥ 虚偽の内容が記載されているもの。

(5) 受注資格の喪失

本件業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む）が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

(6) その他

- ① 受領期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び技術提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、技術提案書を提出することはできない。
- ② 参加表明書及び技術提案書の作成および提出に要する費用は提出者の負担とする。
- ③ 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- ④ 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- ⑤ 参加表明書及び技術提案書の提出は、1者につき1案とする。